

後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書

75歳以上の高齢者を対象にした後期高齢者医療制度が4月から開始された。実施前後から反対の声が強くなり、当該の高齢者はもとより、全国各地の自治体議会や医師会、医療機関・関係者から抗議や撤回を求める意見が相次いでいる。

この制度は、次の問題点を指摘できる。

第一に、本人の了解なしに、一片の書類を送りつけただけで年金から保険料をチェックオフすることである。それは、介護保険制度と同様に、生活を賄う収入が年金のみという高齢者にとって、一層の生活苦をもたらすものとなった。

第二に、これまで国民健康保険において、多くの自治体が独自に実施してきた保険税（料）の減免ができなくなり、保険料がこれまでよりも高くなる場合が続出していることである。しかも、2年ごとに保険料の見直しが予定され、公費5割、支援分4割、加入者1割の負担割合についても今後は定かではなく、加入者の負担額が高くなる可能性の方が高い。

第三に、75歳以上の高齢者は保険リスクが高いことは自明であり、リスクの高い者だけを対象者とすることは、保険制度の論理に反するものである。

第四に、高齢者の医療が抑制されるおそれがある。また、これまで処置がおくれると重篤化しやすいとして禁止されていた保険証の取り上げも制度化されている。

第五に、膨大な事務量を生み出し、その経費もまた膨大となっている。

このような医療制度は即刻廃止し、だれもがいつでもどこでも安心して医療を受けられる制度に構築し直すべきである。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 後期高齢者医療制度を廃止すること。
- 2 だれもが安心して医療を受けられる制度を構築すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年6月25日

三鷹市議会議長 石 井 良 司